

農畜産業機械等リース支援事業実施要綱の制定について

〔 2 2 生 畜 第 2 4 4 8 号 〕
平成 2 3 年 4 月 1 日
農林水産事務次官通知

平成 2 3 年度予算が平成 2 3 年 3 月 2 9 日に成立したことに伴い、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱が定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施に特段の御配慮をお願いします。

以上、命により通知する。

農畜産業機械等リース支援事業実施要綱

22生畜第2448号
平成23年4月1日
農林水産事務次官依命通知

第1 事業の目的

近年、農畜産物価格が低迷しているにもかかわらず、生産コストが上昇し、農業の収益性の低下を招いている。

このことを踏まえ、生産コストの低減や生産方式の合理化、農業経営の効率化等を図るために、購入する場合に比べて資金運用の効率化、物件の陳腐化の回避等のメリットがあるリース方式での農業機械等の導入を促進することを支援し、もって農畜産物の生産性の向上を図ることとする。

第2 事業の構成

本事業は、次に掲げるⅠからⅣの事業（型）により構成されるものとし、それぞれの趣旨、事業内容、事業実施主体、採択要件、事業実施期間、事業実施手続、補助率、実施状況の報告及び事業実施結果の評価等は、それぞれ別表1から別表4までに定めるとおりとする。

- Ⅰ 農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）
- Ⅱ 農畜産業機械等リース支援事業（施設園芸省エネ設備導入型）
- Ⅲ 農畜産業機械等リース支援事業（畜産新規就農支援型）
- Ⅳ 畜産防疫体制強化リース事業

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農畜産業機械等リース支援事業（畜産新規就農等支援型）実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2084号農林水産事務次官依命通知。）は廃止する。
- 3 2による廃止前の農畜産業機械等リース支援事業（畜産新規就農等支援型）実施要綱に基づき平成22年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 4 平成22年度に実施された3の事業に係る実施状況報告については、なお従前の例による。

別表 1

I 農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）

第1 趣旨

砂糖は国民の食生活に欠かすことのできない重要な食品であり、国民生活の安定のためには、国内産糖の安定供給を図ることが重要である。また、国内産糖の原料であるさとうきびは、鹿児島県南西諸島や沖縄県にとって、地域経済を支える重要な役割を果たす作物であるが、農業者の高齢化等が進んでおり、かつ、資材価格等も高騰していることから、その生産構造の改革が急務となっている。

このため、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知）第12の3による農畜産業機械等リース支援事業のうち地域作物支援型（以下「地域作物支援リース事業」という。）については、本要綱により、農業者の初期投資の負担を大幅に軽減するリース方式によるハーベスタ等の農業機械及び機材（以下「農業機械等」という。）の導入支援を行うことにより、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制の確立に資するものである。

第2 事業内容

地域作物支援リース事業は、農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。）により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める農業機械等を導入する事業とする。

第3 事業実施主体

地域作物支援リース事業の事業実施主体は、生産局長が別に定める農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）公募要領により応募した者の中から選定されるものとし、生産局長が別に定める基準を満たす者とする。

第4 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 受益農家が3戸以上であること。
- 2 事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。
- 3 その他生産局長が別に定める審査基準を満たしていること。

第5 事業実施期間

地域作物支援リース事業の事業実施期間は、平成23年度から平成25年度までの3年間とする。

第6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県の地方農政事務所を経由して（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長に直接。以下同じ。）、地方農政局長等（北海道においては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出のあつた事業実施計画を審査し、承認を行うものとする。
- 3 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

第7 助成

国は、予算の範囲内で地域作物支援リース事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、地域作物支援リース事業の実施状況を、地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長等は、その内容について検討し、必要に応じて、当該事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、地域作物支援リース事業の実施結果について自己評価を行い、地方農政事務所を経由して、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長等は、その内容について検討し、必要に応じて、当該事業実施主体に対して指導を行うものとする。

第10 国と関係県の情報共有

地方農政局長等は、地域作物支援リース事業の円滑な実施に資するため、生産局長が別に定めるところにより、関係都道府県と当該事業に係る情報を共有するものとする。

第11 委任

地域作物支援リース事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

別表 2

II 農畜産業機械等リース支援事業（施設園芸省エネ設備導入型）

第1 趣旨

近年、高騰傾向に推移する燃油価格は、施設園芸農家の経営を圧迫することから、経営改善により農業経営の体質強化を図る必要がある。また、地球温暖化が叫ばれる昨今、農業生産現場においても地球温暖化対策の強化を図る必要があることから、農業経営者が施設園芸において燃油を抑制する設備の導入にかかる経費負担の軽減により資金を効率的に運用し、設備の導入を促進することにより、農業生産に由来する温室効果ガスの排出量を削減する取組を進めていくことが重要である。

このため、産地活性化総合対策事業実施要綱第12の3による農畜産業機械等リース支援事業のうち施設園芸省エネ設備導入型（以下「省エネ設備リース事業」という。）については、本要綱により、農業者の初期投資の負担を大幅に軽減するリース方式による施設園芸用省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）の導入支援を行い、経営体の体質強化による農業経営の安定を図るとともに、施設園芸由来の温室効果ガス排出削減の推進を図るものである。

第2 事業内容

省エネ設備リース事業は、農業経営の安定を図るとともに、施設園芸からの温室効果ガス排出削減の促進を図る者（以下「排出削減促進者」という。）が、省エネ設備のリース方式による導入を行う場合に、当該排出削減促進者が省エネ設備を賃貸する者に対して支払うこととなる賃貸料について、当該賃貸する者を通じてその一部を助成する事業とする。

第3 事業実施主体

省エネ設備リース事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、応募申請した者の中から選定された者とする。

第4 事業実施期間

省エネ設備リース事業の事業実施期間は、1年間とする。

第5 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、事業実施主体の主たる事業所の所在地を管轄する地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施主体が、事業実施計画について生産局長が別に定める重要な変更を行う場合は、1の手続きに準じて行うものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で、省エネ設備リース事業の実施に必要な経費について、生産局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、省エネ設備リース事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた地方農政局長等は、その内容を検討し、必要に応じて当該事業実施主体に指導を行うものとする。また、当該事業の範囲が他の地方農政局等の管轄区域を含む場合には、関係地方農政局長等に報告書の写しを送付するものとする。

第8 推進指導等

1 推進指導

国は、地域の実態に即し、省エネ設備リース事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等と密接な連携を図るとともに、農業団体、実需者団体等の協力を得つつ、当該事業の実施について推進指導にあたるものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、省エネ設備リース事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、必要があると認める事項について、適宜、別に定めるところにより、当該事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を当該事業の執行に反映させるものとする。

第9 委任

省エネ設備リース事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

別表 3

Ⅲ 農畜産業機械等リース支援事業（畜産新規就農支援型）

第1 趣旨

農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型（以下「畜産新規就農リース事業」という。）は、産地活性化総合対策事業実施要綱第12の3による農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型として、新規就農に必要な農業機械等について、事業資金の効率的な使用、費用負担の平準化等に資するリース方式による導入に対し助成を行うことにより、畜産における家族農業経営の発展及びその円滑な継承の促進を図り、もって我が国の畜産における生産基盤の維持及び農村の活性化に資するものとする。

第2 事業内容

畜産新規就農リース事業は、事業実施主体が、新規就農者が農業機械等のリース方式による導入を行う場合に、当該新規就農者が農業機械等の貸付者に対し支払うこととなる貸付料について、当該貸付者を通じてその一部を助成する事業とする。

第3 事業実施主体

畜産新規就農リース事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより応募した者の中から選定された団体とする。

第4 事業実施期間

畜産新規就農リース事業の事業実施期間は、1年間とする。

第5 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施主体が、事業実施計画について生産局長が別に定める重要な変更を行う場合は、1の手続に準じて行うものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で、畜産新規就農リース事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に対し助成するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めることにより、畜産新規就農リース事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、事業実施計画の内容が達成されていないと判断したときには、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第8 推進指導等

1 地区推進指導

国は、地域の実態に即し、畜産新規就農リース事業の効果的かつ適正な推進を図るため、都道府県及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施について推進指導にあたるものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、畜産新規就農リース事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、当該事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を当該事業の運用に反映させるものとする。

第9 委任

畜産新規就農リース事業の実施につき必要な事項については、本要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別表 4

IV 畜産防疫体制強化リース事業

第1 趣旨

畜産防疫体制強化リース事業（以下「畜産防疫強化リース事業」という。）は、我が国に近隣するアジア地域等において、口蹄疫が発生している状況の中で、口蹄疫の侵入及び国内におけるまん延の防止に備えるため、畜舎に附帯する動力噴霧器及び簡易車輛消毒装置（以下「衛生管理機器」という。）のリース方式による導入に対し助成を行うことにより、我が国の畜産業における畜産農家の自己防疫体制の強化に資するものとする。

第2 事業内容

畜産防疫強化リース事業は、事業実施主体が、畜産業を営む者が衛生管理機器のリース方式による導入を行う場合に衛生管理機器の貸付者に対し支払う貸付料について、当該貸付者を通じてその一部を助成する事業とする。

第3 事業実施主体

畜産防疫強化リース事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより応募した者の中から選定された団体とする。

第4 事業実施期間

畜産防疫強化リース事業の実施期間は、1年間とする。

第5 採択要件

畜産防疫強化リース事業の採択に当たっては、生産局長が別に定める要件をすべて満たすものとする。

第6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出のあった事業実施計画を審査し、承認を行うものとする。
- 3 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

第7 助成

国は、予算の範囲内で、畜産防疫強化リース事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に対し助成するものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、畜産防疫強化リース事業の実施状況について、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、事業実施計画の内容が達成されていないと判断したときには、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第9 推進体制の整備等

1 推進体制の整備

国は、地域の実態に即し、畜産防疫強化リース事業の効果的かつ適正な推進を図るため、都道府県及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、当該事業の実施について必要な連絡調整を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、畜産防疫強化リース事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、当該事業の実施手続及び実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、当該事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を当該事業の運用に反映させることとする。

第10 委任

畜産防疫強化リース事業の実施につき必要な事項については、本要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。